

鈴鹿市教育委員会告示第 1 号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 1 月 2 6 日

鈴鹿市教育委員会

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成 2 6 年鈴鹿市教育委員会告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通級による指導の手続) 第 4 条 通級による指導を受けようとする児童生徒（以下「通級指導希望児童生徒」という。）及びその保護者は、在籍校の校長を通じて、 <u>教育委員会が行い、又は教育委員会が認める</u> 教育相談を受けなければならない。 2～6 略	(通級による指導の手続) 第 4 条 通級による指導を受けようとする児童生徒（以下「通級指導希望児童生徒」という。）及びその保護者は、在籍校の校長を通じて、 <u>教育委員会が行う</u> 教育相談を受けなければならない。 2～6 略

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。